

市職員による準公金等の着服事案について

十和田市教育委員会スポーツ・生涯学習課に所属する職員による準公金等の着服が令和7年11月18日(火)に明らかになりました。当該職員については、令和7年11月26日(水)付で懲戒免職とする処分を行いました。なお、令和7年11月25日(火)に着服金と同額が返済されております。

準公金等の着服という大変重大な今回の事案を重く受け止め、関係者及び市民の皆様に衷心より深くお詫び申し上げますとともに、今後の再発防止に全力を尽くし、信頼回復に努めてまいります。

1 事実関係について

(1) 概要

当該職員は、十和田市教育委員会内に事務局を置く「全日本大学選抜相撲十和田大会実行委員会」の主担の事務局職員として、当該実行委員会の会計事務に従事していた。

今年10月中旬ごろ、事業者や大学関係者から代金等の未納について問い合わせがあり、事務の遅延を認識し、当該職員から状況を聞き取り速やかな支払いを指示したところ、10月下旬に口頭で支払い完了の報告を受けた。その際、支払いに関する書類を速やかに作成し、提出するよう求めた。(当該支払い事務は、支払い後に上司に証拠書類の提出を行うことが慣例となっていた。)

その後、11月10日(月)から11月14日(金)まで当該職員が体調不良で休暇中の間、11月11日(火)に再び大学関係者から未納の問い合わせがあったため、上司が課内に保管している通帳と関係書類を確認したところ、会計処理に多数の不明点があることが判明した。11月12日(水)、11月13日(木)と面談を試みたが、体調不良もあり、面談したのは11月14日(金)となった。当該職員からは支払い用の現金を紛失したと報告があったため、11月17日(月)に顛末を確認するため必ず出勤するよう指示した。11月17日(月)に当該職員が出勤しなかったため、上司が自宅(アパート)へ訪問したところ不在であり、親御さんの協力を得て自宅(アパート)内を確認したところ、当該職員が書いたと思われる着服が窺われるメモが残されていた。その日は当該職員に会うことができなかったが、翌11月18日(火)に当該職員と面談し、全日本大学選抜相撲十和田大会実行委員会及び、それ以外の当課に事務局を置く複数の実行委員会等の資金について当該職員が私的に使用していたことが明らかとなった。

調査の結果、令和7年6月3日(火)から同年11月7日(金)までの間、合計9,661,928円を着服していた。

(2) 着服金額の内訳

	団 体 名	金 額(円)	着服行為期間	着服行為回数	担当
1	全日本大学選抜相撲十和田大会 実行委員会	3,327,554	6月13日～10 月10日	通帳11回及 び現金複数回	主担
2	全国高校相撲十和田大会実行委 員会	1,765,273	6月3日～ 11月7日	通帳14回及 び現金1回	主担
3	とわだ駒街道マラソン大会実行 委員会	3,869,594	10月14日～ 11月7日	通帳14回	副担
4	県民駅伝大会十和田市実行委員 会	61,920	10月下旬	現金1回	副担
5	十和田市スポーツ推進委員協議 会	110,800	10月10日～ 11月5日	通帳2回及び 現金1回	主担
6	十和田市スポーツ少年団本部	11,600	10月下旬	現金1回	副担
7	スポーツ・生涯学習課職員互助 会	515,187	不 明	現金複数回	主担
	合計金額	9,661,928			

2 教育委員会が行う処分

(1) 非違行為の種類 公金等着服

(2) 非違行為の当事者 教育委員会 主事(20歳代・男性)

(3) 非違行為の概要

市の調査の結果、令和7年度において当該職員は全日本大学選抜相撲十和田大会及び全国高校相撲十和田大会実行委員会資金などについて、総額9,661,928円を着服した。

(4) 処分年月日 令和7年11月26日(水)

(5) 当事者の処分 懲戒免職

<処分理由>

当該職員が行った行為は、地方公務員法第32条(法令等に従う義務)及び第33条(信用失墜行為の禁止)の規定に違反する。よって同法第29条第1項第1号(法令等に違反した場合)、第2号(職務上の義務に違反した場合)及び第3号(全体の奉仕者たるにふさわしくない非行をした場合)の規定に基づき懲戒処分として免職にしたものである。

(6) 管理監督者の処分

今後、市職員懲戒審査委員会の意見を参考にし、処分を行う。

3 着服金の返済について

現在、当該職員が令和7年11月25日(火)に全額を返済したため、損害金は発生していない。なお、滞っていた事業者、関係者等への支払い事務は現在速やかに行っているところである。

4 再発防止の取り組みについて

(1) 着服が可能となった原因

- ①相撲大会やマラソン大会は、市からの補助金に加え、入場料や参加費などの収入で事業を執行しており、それぞれ実行委員会を組織して独自の会計処理を行っている。この会計処理においては、各担当者が支払い終了後、通帳及び支出の証拠書類を速やかに上司に提出することで支払い事実を確認するものとしていたが、当該職員からの証拠書類の提出は遅れがちであり、提出するよう指導していたものの、口頭で「支払いは完了している。証拠書類は後ほど整理してから」との言葉を信用し、証拠書類との突合を徹底しなかった。
- ②プログラムに掲載する広告料などの収入で、直接現金を受け取るものがあり、担当者一人で行う体制であった。

(2) 事務の改善点

- ①銀行からの払い出し前の支出伺いを徹底することにより、支出金額や支払先を確認及び支出後の証拠書類確認と通帳の返却を当日中に行うことをルール化し、書式を定め徹底する。
- ②現金の受領は、常に2名で確認する体制とする。
- ③代金の支払い等は原則口座振込とする。

十和田市教育委員会 スポーツ・生涯学習課 電話：0176-58-0187
--